

平成21年(ワ)第1508号

原告 長岩 均

被告 田母神 俊雄

答 弁 書

平成21年2月23日

東京地方裁判所民事第15部ろA係 御中

(送達場所)

〒102-0083 東京都千代田区麹町6丁目4番地

麹町三幸ビル7階

被告訴訟代理人

弁護士 佐々木 秀

電 話 03-3262-8501

F A X 03-3262-8507



第1 本案前の答弁

- 1 原告の請求を却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 原告の主張するところは、要するに幹部自衛官である被告が、その在任中に発表した論文の内容や言動により、原告の表現によれば恐怖を抱くに至り、これにより原告が享受しようとする「平和的生存権」が毀損されたことによって精神的苦痛を被ったとして、被告に対し慰

謝料を求めるものである。

2 国家公務員である幹部自衛官であった当時の被告の行為によって精神的損害を受けたということであるならば、これは国家賠償法第1条に基づき国を相手に訴えを提起すべきものであって、原告の請求は、当事者適格を有しない者に対する訴えであるから、不適法な訴えとして却下されるべきものである。

3 不適法却下を求める理由

原告は、公務員であった被告の行為によって、原告のいう平和的生存権が侵害されたと主張するが、原告が指摘する被告の行為のうち被侵害利益である平和的生存権と関連すると思われるものは、いずれも被告の職務行為または職務執行に社会通念上関連する行為としてなされたものである（訴状にある献金行為は、被告による平和的生存権侵害の主張の埒外のものである）。したがって、仮に被告が行った論文の発表や言動に過失が存在し、これと原告のいう平和的生存権の侵害による精神的苦痛との間に因果関係が認められるとしても、公務員である被告個人が原告に対して責任を負うことはなく、被告に故意又は重大な過失があった場合にのみ、国から求償権の行使を受けるといのが法律の建前だからである。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第4 請求の原因に対する答弁

本案前の答弁に対する御庁の判断をまっで行う。